

平成16年4月1日規程第32号

独立行政法人国立病院機構防災業務計画

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 災害予防対策（第5条—第20条）
- 第3章 災害応急対策（第21条—第33条）
- 第4章 災害復旧対策（第34条）
- 第5章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画（第35条—第41条）
- 第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画（第42条—第50条）
- 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（第51条—58条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく防災基本計画（昭和38年中央防災会議決定）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）の規定に基づき、また、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）の定めるところに従い、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の医療救護活動の実施に関する事項を定め、円滑かつ適切な医療救護活動に資することを目的とする。

（実施の基本方針）

第2条 国立病院機構は、本計画の実施に当たり、国、地方公共団体その他災害対応に係る関係諸機関（以下「防災関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、本部並びに病院及びグループ担当理事を長とする部門（以下「グループ担当理事部門」という。）が一体となって、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を遂行するものとする。

(病院災害マニュアル等の作成)

第3条 病院長は、本計画を効果的に推進するため、被災した状況を想定した事業継続計画を作成するとともに、事業継続計画に基づいた災害時における医療救護活動に関する情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療班の派遣方法等を記したマニュアル（以下「病院災害マニュアル」という。）を作成し、訓練や研修を実施して職員への周知徹底を図らなければならない。

2 理事長及びグループ担当理事は、本計画に基づき、災害時における対応について、被災した状況を想定した事業継続計画を作成するとともに、事業継続計画に基づいた「業務実施要領」を作成するものとする。

(計画の修正)

第4条 本計画は、災害対策基本法第39条の規定に基づき、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正するものとする。

第2章 災害予防対策

(NHO基幹災害拠点病院)

第5条 各グループ担当理事の担当区域における災害医療の拠点となる病院（以下「NHO基幹災害拠点病院」という。）は、北海道医療センター、仙台医療センター、東京医療センター、災害医療センター、名古屋医療センター、金沢医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、呉医療センター、四国こどもとおとなの医療センター、九州医療センター及び長崎医療センターの12か所とする。

2 NHO基幹災害拠点病院は、第6条第1項に規定するNHO災害拠点病院及び都道府県が指定する基幹又は地域災害拠点病院との間において平常時から連携し、医療救護活動に必要な情報交換、災害訓練等に努める。

(NHO災害拠点病院)

第6条 各グループ担当理事の担当区域内における、被災患者の受入れ及び搬出又は第8条第1項に規定する初動医療班等の派遣を中心的に実施する病院（以下「NHO災害拠点病院」という。）は、NHO基幹災害拠点病院以外の病院であって、都道府県から基幹又は地域災害拠点病院に指定されている病院若しくは救命救急センターを有している病院とする。

2 NHO災害拠点病院は、グループ担当理事の担当区域内病院及び都道府県が指定する基幹又は地域災害拠点病院との間において平常時から連携し、医療救護活動に必要な情報交換、災害訓練等に努める。

(情報の収集・連絡体制の整備)

第7条 本部並びに病院及びグループ担当理事部門はそれぞれの相互間において情報の収集・連絡体制をあらかじめ定めておく。

- 2 情報の収集・連絡体制については、毎年9月1日に、病院はグループ担当理事部門に、グループ担当理事部門は本部にそれぞれ登録し、相互間において共有するとともに、登録内容に変更を生じたときは速やかにその旨を登録する。

(初動医療班の編成)

第8条 NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院の院長は、災害急性期（主に発災後48時間以内）に、情報収集をしつつ避難所等における医療救護活動を開始し、後発医療班の支援活動の立ち上げに寄与するため、特に災害医療に関する高度な専門知識を有する者により構成される医療班（以下「初動医療班」という。）をあらかじめ編成する。その際、携行すべき器材の種類及び数量等については充分検討の上、あらかじめ確保しておく。

- 2 初動医療班は、医師1名、看護師2名、事務職1名、薬剤師等1名の合計5名で1班とすることを基本構成とし、NHO基幹災害拠点病院の院長は常時2班、NHO災害拠点病院の院長は常時1班を確保する。
- 3 NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院の院長は、前項の規定により編成した初動医療班の編成等について、毎年9月1日にグループ担当理事部門を経由して本部へ登録する。なお、登録内容に変更を生じたときは速やかにその旨を登録する。
- 4 NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院の院長は、防災関係機関と打合せの上、あらかじめ初動医療班の輸送方法（初動医療班構成員の集合場所、輸送手段等）を定めておく。

(医療班の編成)

第9条 病院長は、病院ごとに、広域災害に対応するための医療班を、病院の機能及び地域性等を勘案しつつ、あらかじめ編成する。その際、携行すべき器材の種類及び数量等については充分検討の上、あらかじめ確保しておく。

- 2 医療班は、同一の病院に所属する医師1名、看護師2名、事務職1名の合計4名（必要に応じ、薬剤師1名を班の構成員として加える。）で構成する。
- 3 病院長は、前項により編成した医療班の編成等について、毎年9月1日にグループ担当理事部門を経由して本部へ登録する。なお、登録内容に変更を生じたときは速やかにその旨を登録する。
- 4 病院長は、各施設周辺の地域の実情に応じ、防災関係機関と打ち合わせの上、あ

あらかじめ医療班の輸送方法（医療班構成員の集合場所、輸送手段等）を定めておく。

（ライフラインの確保）

第10条 病院は、災害時の被災状況や患者受入状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）に入力し、防災関係機関と情報を共有する。また、通常時からEMISを使用するためのインターネット接続が利用できる環境の整備に努める。

2 病院は、EMISに情報を入力する複数の担当者をあらかじめ定めるとともに、国又は都道府県等が実施するEMISの入力訓練等に積極的に参加するものとする。

第11条 NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院は、災害時の医療機能を維持するために通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機を保有し、3日間分以上の燃料の備蓄を行う。

2 NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院以外の病院は、災害時の医療機能を維持するために通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機を保有する。

3 病院は、基本的な医療機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを定期的に点検する。なお、電気事業法（昭和39年法律第170号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく法定点検を確実に行う。

第12条 病院は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備及び優先的な供給協定等の締結により、災害時の診療に必要な水として3日間分程度の確保に努める。

第13条 NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院は、敷地内又は病院近接地に、非常時に使用可能なヘリコプターの離着陸場の確保に努める。

（燃料、医薬品、食糧及び飲料水等の備蓄）

第14条 NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院は、燃料、医薬品、食糧及び飲料水等の供給路が断たれる場合をあらかじめ想定し、それが回復するまでの間に行われる災害時の救急医療を含めた医療活動に必要な量として職員分も含め3日間分以上の備蓄を行う。

2 NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院以外の病院は、燃料、医薬品、食糧及び飲料水等の供給路が断たれる場合をあらかじめ想定し、それが回復するま

での間に行われる医療活動に必要な量として、職員分も含め3日間分程度の備蓄を行うとともに、災害時の救急医療活動に必要な量として3日間分程度の備蓄に努める。ただし、設備面から3日間分程度の備蓄が難しい場合には、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整備する。

- 3 病院は、燃料、医薬品、食糧及び飲料水等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に継続して優先的に供給される体制を整備する。ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、病院への対応が含まれている場合は除く。

(本部及びグループ担当理事部門の燃料、食糧及び飲料水等の備蓄)

第14条の2 本部及びグループ担当理事部門は、燃料、食糧及び飲料水等の供給路が断たれる場合をあらかじめ想定し、それが回復するまでの間に行われる業務に必要な量として3日間分程度の備蓄を行う。

- 2 本部及びグループ担当理事部門は、燃料、食糧及び飲料水について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整備する。

(医療救護活動に係る職員への研修・訓練等)

第15条 理事長は、初動医療班が医療救護活動を行う上で必要な知識・技術を修得させるための研修・訓練を災害医療センター及び大阪医療センターを中心として実施する。

第16条 病院長は、医療救護活動に関する研修会に積極的に職員を派遣し、医療救護活動に必要な知識・技術を習得させる。また、研修修了者を効果的に活用し、事業継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修会を実施して職員への知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な医療救護訓練を実施し、災害時には職員自らの判断で行動できるようにする。

- 2 病院長は、大規模災害を念頭において、地方公共団体の総合防災訓練や、防災関係機関による合同訓練へ積極的に参加することにより、災害時における各機関の役割を認識し、地域における医療救護業務についての理解を促進する。

(大規模災害訓練)

第17条 理事長は、大規模地震を想定し、本部並びに病院及びグループ担当理事部門との相互連携、応援態勢の確立、並びに初動医療班及び医療班の派遣要請の連絡体制等の確立を図るため、本部並びに病院及びグループ担当理事部門が参加する大規模災害訓練の実施に努める。

(平時における関係機関等との連絡、協力体制)

第18条 病院長は、災害によって多数の重症患者が発生した場合及び自らの施設が被害を受けた場合に備え、平時における防災訓練等を通じ、国立病院機構以外の近隣の医療機関等との間においてあらかじめ重症患者の輸送方法等を定めておくものとする。

(防災に関する意識の啓発)

第19条 本部及び病院は、9月1日の「防災の日」及びその前後の「防災週間」における行事やその他の機会を捉えて防災に関する意識の啓発を行う。

(災害に対する調査及び研究)

第20条 病院は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護活動について、過去における経験を踏まえて調査及び研究を推進する。

第3章 災害応急対策

(災害発生時における本部の措置)

第21条 理事長は、災害が発生した場合には、職員を召集・参集させて情報の収集に当たるとともに、必要と認められる場合には、NHO基幹災害拠点病院及びNH O災害拠点病院の院長に初動医療班の待機又は派遣を指示するとともに、グループ担当理事に管内病院の医療班の待機又は派遣を指示する。

- 2 前項の災害が発生した場合とは、東京においては震度5強以上、その他の地域においては震度6弱以上等を目安とする。
- 3 理事長は、災害が発生した場合には、必要に応じ国立病院機構災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を本部に設置し、医療救護活動の立ち上がりに万全を期す。
- 4 本部が被災により使用不能である場合には災害医療センター内とし、災害医療センターが被災により使用不能である場合には埼玉病院内とし、埼玉病院が被災により使用不能である場合には相模原病院内とする。

(災害発生時におけるグループ担当理事部門の措置)

第22条 グループ担当理事は、災害が発生した場合には、職員を召集・参集させて本部からの情報を管内病院と共有するとともに、理事長から管内病院の医療班の待機又は派遣の指示があった場合には病院に指示する。

- 2 前項の災害が発生した場合とは、東京においては震度5強以上、その他の地域においては震度6弱以上等を目安とする。

- 3 グループ担当理事は、災害が発生した場合には、必要に応じグループ担当理事部門災害対策本部を事務所内に設置し、医療救護活動の立ち上がりに万全を期することとする。

(災害発生時における病院の措置)

第23条 病院長は、災害が発生した場合には、職員を召集・参集させて情報の収集にあたり、自院の被害状況や地域の被災状況等を本部へ報告するとともに、グループ担当理事から管内病院の医療班等の待機の指示があった場合にはそれに従う。

- 2 前項の災害が発生した場合とは、東京においては震度5強以上、その他の地域においては震度6弱以上等を目安とする。
- 3 病院長は、災害が発生した場合には、必要に応じ病院災害対策本部を院内に設置し、医療救護活動の立ち上がりに万全を期す。

(災害に関する情報の収集及び連絡)

第24条 本部及び病院は、災害発生直後から被害状況の情報収集等を開始する。

- 2 病院長は、病院の被害状況及び対応状況、周辺の被害状況等を可及的速やかに本部へ連絡し、情報の一元化を図る。
- 3 本部は被災状況等を集約し、グループ担当理事へ連絡するとともに、必要に応じ各病院の被害状況等を厚生労働省関係部局へ連絡する。
- 4 本部は、厚生労働省DMA T事務局と連携し被災状況等の情報収集に努める。

(厚生労働省災害対策本部の設置)

第25条 理事長は、厚生労働大臣から、厚生労働省災害対策本部を災害医療センター内に設置することを求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じる。

(災害対策本部の設置・運営)

第26条 理事長は、災害発生直後に医療救護活動の実施に関する連絡統制及び国等の防災関係機関との連携を図るため、災害対策本部を本部に設置し次の業務を行う。

- 一 被害状況の情報収集及び発信に関すること
 - 二 初動医療班・医療班の派遣及び輸送に関すること
 - 三 防災関係機関との連絡調整に関すること
 - 四 その他、災害医療活動に関し必要とされる業務
- 2 理事長は、災害対策本部を設置した場合においては、通常の業務に加えて災害医療業務を円滑に遂行する必要があるため、同対策本部の職員配置や業務分担について適切に対応できるように努める。

- 3 理事長は、医療救護活動が中長期にわたる場合においては、医療班等に対する応援・交代や資機材の補給をはじめとする後方支援も考慮に入れた措置を講じる。
- 4 理事長は、被災地を管轄するグループ担当理事に対して、必要に応じて現地災害対策本部の設置を指示する。

(現地災害対策本部の設置・運営)

第27条 理事長は、現地災害対策本部の設置が必要と認めるときは、被災地を管轄するグループ担当理事に指示し、現地災害対策本部を事務所内又は被災地内の病院等に設置するとともに、活動等の拠点としても活用する。現地災害対策本部は、災害対策本部の指示を受けて業務に当たる。

- 2 現地災害対策本部は、医療班派遣のための救護所及び避難所等の情報を被災都道府県災害対策本部の災害医療本部や保健所又は市町村単位の地域災害医療対策会議等から収集し、災害対策本部へ報告する。
- 3 現地災害対策本部は、医療班の活動内容及び救護所、避難所の状況を災害対策本部へ報告する。
- 4 理事長は、必要に応じて本部職員を現地災害対策本部へ派遣する。

(被災地域への初動医療班の派遣準備)

第28条 NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院の院長は、東京においては震度5強以上、その他の地域においては震度6弱以上の地震が発生した場合には、初動医療班の派遣準備を行う。

(被災地域への初動医療班の派遣)

- 第29条 NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院の院長は、理事長の派遣指示を受けたとき又は医療救護活動を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により理事長の指示を待つ時間的猶予がないと院長が認めるときには、初動医療班を被災地域へ派遣する。その際派遣する班の数は、状況に応じて適宜調節する。なお、初動医療班を派遣した際には速やかにその旨を本部に報告する。
- 2 初動医療班は、被災地内の状況及び活動内容を災害対策本部へ報告する。

(被災地域への医療班の派遣)

- 第30条 理事長は、被災地域での医療救護活動を実施するために、医療班の派遣が必要と認めるとき又は地方自治体等から医療班の派遣要請等を受けたときには、グループ担当理事に管内の医療班の派遣を指示する。
- 2 グループ担当理事は、理事長から医療班の派遣を指示された場合は、速やかに管内の院長に医療班の派遣を指示する。

3 理事長は、被災地域の医療機能の回復が長期間にわたる場合には、グループ担当理事部門に管内病院と調整し継続した医療班の派遣を指示する。

(災害派遣医療チームとの協働)

第31条 初動医療班、医療班は、被災地の病院支援等の現地活動を行う場合は、災害派遣医療チーム（DMAT）と協働して医療救護活動を実施する。

(被災地域周辺の病院による後方支援)

第32条 被災地域周辺の病院の院長は、理事長の指令を受けたときは被災地域の病院へ職員を派遣するとともに、患者の収容が可能な場合には、関係機関にその旨を連絡し、必要に応じ被災地域の病院及び救護所等からの被災患者の搬送及び受入れに努める。被災地域の病院等へ職員を派遣した際には速やかにその旨を本部に報告する。

(都道府県知事等からの職員の派遣要請に対する対応)

第33条 病院長は、都道府県等が作成する地域防災計画による職員の派遣要請及び災害対策基本法に規定する職員の派遣要請等を受けた場合には、速やかにその旨を本部に報告するとともにその指示に従う。

第4章 災害復旧対策

(被災病院の復旧)

第34条 理事長は、被災した病院について、その被害状況を迅速に調査し、これに基づいて復旧計画を作成し、早期復旧を図るとともに、同種の被害を繰り返し受けることのないよう努める。

第5章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

(地震予知情報等の伝達)

第35条 理事長は、東海地震予知情報等の情報の収集及び伝達に当たり正確・迅速を期するとともに、伝達方法を確立して関係職員に周知する。

(地震防災応急対策)

第36条 理事長は、東海地震警戒宣言が発せられてから災害発生までの間において、緊急に地震防災応急対策を実施して災害発生に備える。

(地震災害警戒本部の設置)

第37条 東海地震警戒宣言が発せられたときは、理事長は、地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、地震防災応急対策に係る措置を講じる。

2 警戒本部は、現に災害が発生したときは、第26条に規定する災害対策本部に移行する。また、警戒宣言が解除されたときは、警戒本部は廃止される。

(職員の緊急召集)

第38条 理事長は、東海地震注意情報が発せられたときは、各グループ担当理事へその旨伝達する。理事長及び各グループ担当理事は業務の基幹となる職員の緊急召集を行い、警戒宣言発令後に必要な職員の緊急召集の準備、情報の収集その他必要な措置を講じる。

2 理事長及び各グループ担当理事は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに地震防災応急対策に必要な職員の緊急召集を行い、地震防災応急対策を実施する。

3 理事長及び各グループ担当理事は、就業時間外における緊急召集の連絡方法を確立し、迅速かつ正確に行う。

4 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定による強化地域（以下「強化地域」という。）内の病院長は、警戒宣言が発せられた旨の情報に接したときは、地震防災応急対策に必要な職員の緊急召集を行い、定められた地震防災応急対策を実施する。

(警戒宣言発令時措置)

第39条 理事長は、東海地震警戒宣言が発せられたときは、大規模地震の発生後に予想される被災地域の医療資源不足に対応するため、全国の医療班等を動員して災害医療能力の増強を図る。

2 病院長は、警戒宣言が発せられたときは、次の区分に従い医療班等を編成し出動準備態勢をとるとともに、医療班等の編成を完了したときは、速やかに本部へ連絡する。

一 緊急出動準備態勢として、NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院に係る初動医療班

二 応援交代出動準備態勢として、上記以外の医療班

三 強化地域及びその周辺地域に所在する病院長は、災害発生後、被災患者が相当数搬送されることが予想されるので、医療活動に必要な職員の確保、医薬品、医事資機材、病床等の準備、その他必要な措置を講じ非常事態に対処すること

(病院における地震防災対策)

第40条 強化地域内の病院長は、病院ごとに下記事項について具体的に定める。ま

た、情報の伝達、職員の確保については、就業時間外における対応も定めておく。

一 東海地震警戒宣言が発せられた場合における自衛消防の組織に関すること

二 東海地震予知情報及び東海地震警戒宣言の伝達に関すること

三 東海地震警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関すること

四 東海地震警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生防止又は軽減を図るための応急対策及び発災後に備えた資機材人員等の配備に関すること

五 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること

六 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること

(職員への教育・訓練)

第41条 理事長は、東海地震に係る被害予想、国の東海地震応急対策活動要領等の活動計画について職員へ周知するとともに、実践的な地震防災訓練を実施し、災害時には職員自らの判断で行動できるようにする。

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

(南海トラフ地震に係る災害予防対策)

第42条 理事長、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)内の各グループ担当理事及び病院長(該当は別紙1-①)は、第5条から第20条までに定める事項に加え、建築物・建造物等の耐震化や物資の備蓄・調達等の地震防災に必要な対策を推進する。

(南海トラフ地震臨時情報等の伝達方法及び避難経路の確保)

第43条 理事長は、南海トラフ地震臨時情報発表時の情報の収集及び伝達に当たり正確・迅速を期するとともに、あらかじめ伝達方法を確立して関係職員に周知する。

2 推進地域内の病院長は、あらかじめ避難経路等を整備し、施設利用者(帰宅困難者を含む。)が円滑かつ迅速に避難行動の確保が行えるようその方法を定め、関係職員に周知する。

(災害対策本部の設置)

第44条 南海トラフ地震臨時情報が発せられたときは、理事長は、第26条に規定する災害対策本部を設置し、地震防災応急対策に係る措置を講じる。

(南海トラフ地震臨時情報等発表時の伝達方法及び職員の緊急召集等)

第45条 理事長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発せられたときは、各グループ担当理事へその旨伝達し、推進地域内の各グループ担当理事は推進地域内の病院長へその旨を伝達する。理事長、推進地域内の各グループ担当理事及び病院長は業務の基幹となる職員の緊急召集を行い、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後に必要な職員の緊急召集の準備、情報の収集その他必要な措置を講じる。

- 2 理事長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたときは、各グループ担当理事へその旨伝達し、各グループ担当理事は病院長へその内容を伝達する。理事長、各グループ担当理事及び病院長は、直ちに地震防災応急対策に必要な職員の緊急召集を行い、職員や患者への周知や周辺の情報収集等の地震防災応急対策を実施する。
- 3 理事長、各グループ担当理事及び病院長は、就業時間外における緊急召集の連絡方法を確立し、迅速かつ正確に行う。
- 4 推進地域内の病院長は、周辺の情報及び避難等の対応状況について、各グループ担当理事へ連絡し、各グループ担当理事はその情報を集約し、理事長へ連絡する。

(南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時措置)

第46条 理事長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたときは、大規模地震の発生後に予想される被災地域の医療資源不足に対応するため、全国の医療班等を動員して災害医療能力の増強を図る。

- 2 病院長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたときは、次の区分に従い医療班等を編成し出動準備態勢をとるとともに、医療班等の編成を完了したときは、速やかに各グループ担当理事に連絡し、各グループ担当理事は理事長へ連絡する。

- 一 緊急出動準備態勢として、NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院に係る初動医療班
- 二 応援交代出動準備態勢として、上記以外の医療班
- 三 推進地域内及びその周辺地域に所在する病院長は、大規模地震発生後、被災患者が相当数搬送されることが予想されるので、医療活動に必要な職員の確保、医薬品、医事資機材、病床等の準備、その他必要な措置を講じ非常事態に対処すること

(病院における地震防災対策)

第47条 推進地域内の病院長は、病院ごとに下記事項について具体的に定める。また、情報の伝達、職員の確保については、就業時間外における対応も定めておく。

- 一 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合における自衛消防の組織に関すること
- 二 南海トラフ地震臨時情報の伝達に関すること
- 三 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合における避難誘導に関すること
- 四 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合における地域住民等からの問い合わせに対応する窓口に関すること
- 五 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策及び発災後に備えた資機材人員等の配備に関すること
- 六 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること
- 七 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること

(地震防災上必要な広報)

第48条 推進地域内の病院長は、施設利用者(帰宅困難者を含む。)に対して地震、津波等の発生時にとるべき行動や病院における備蓄の確保状況等について情報提供に努める。

(災害応急対策をとるべき期間等)

第49条 理事長、推進地域内の各グループ担当理事及び病院長は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード(以下「M」という。)8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりにすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

- 2 理事長、推進地域内の各グループ担当理事及び病院長は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海

トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(職員への教育・訓練)

第50条 理事長は、国の南海トラフ地震に係る被害予想、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画について職員へ周知する。

2 理事長、推進地域内の各グループ担当理事及び病院長は、南海トラフ地震に関する他機関との共同訓練の実施について十分配慮するとともに、地方公共団体の総合防災訓練や関係機関による合同訓練等、実践的な地震防災訓練に積極的に参加することにより、地震災害時における各機関の役割を認識し、地域における地震防災業務についての理解を促進する。

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る災害予防対策)

第51条 理事長、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)内の各グループ担当理事及び病院長(該当病院は別紙1-②)は、第5条から第20条までに定める事項に加え、建築物・建造物等の耐震化や物資の備蓄・調達等の地震防災に必要な対策を推進する。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の伝達方法及び避難経路の確保)

第52条 理事長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の情報の収集及び伝達に当たり正確・迅速を期するとともに、あらかじめ伝達方法を確立して関係職員に周知する。

2 推進地域内の病院長は、あらかじめ避難経路等を整備し、施設利用者(帰宅困難者を含む。)が円滑かつ迅速に避難行動の確保が行えるようその方法を定め、関係職員に周知する。

(災害対策本部の設置)

第53条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときは、理事長は、第26条に規定する災害対策本部を設置し、地震防災応急対策に係る措置を講じる。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の伝達方法及び職員の緊急召集等)

第54条 理事長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したときは、各グループ担当理事へその旨を伝達し、各グループ担当理事は病院長へ内容を伝達する。理事長、各グループ担当理事及び病院長は、直ちに地震防災応急対策に必要な職員の緊急召集を行い、職員や患者への周知や周辺情報等の地震防災応急対策を実施する。

- 2 理事長、各グループ担当理事及び病院長は、就業時間外における緊急召集の連絡方法を確立し、迅速かつ正確に行う。
- 3 推進地域内の病院長は、周辺の情報及び避難等の対応状況について、各グループ担当理事へ連絡し、各グループ担当理事はその情報を集約し、理事長へ連絡する。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時措置)

第55条 理事長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、大規模地震の発生後に予想される被災地域の医療資源不足に対応するため、全国の医療班等を動員して災害医療能力の増強を図る。

- 2 病院長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、次の区分に従い医療班等を編成し出動準備態勢をとるとともに、医療班等の編成を完了したときは、速やかに各グループ担当理事に連絡し、各グループ担当理事は理事長へ連絡する。

- 一 緊急出動準備態勢として、NHO基幹災害拠点病院及びNHO災害拠点病院に係る初動医療班
- 二 応援交代出動準備態勢として、上記以外の医療班
- 三 推進地域及びその周辺地域に所在する病院長は、大規模地震発生後、被災患者が相当数搬送されることが予想されるので、医療活動に必要な職員の確保、医薬品、医事資機材、病床等の準備、その他必要な措置を講じ非常事態に対処すること

(病院における地震防災対策)

第56条 推進地域内の病院長は、病院ごとに下記事項について具体的に定める。また、情報の伝達、職員の確保については、就業時間外における対応も定めておく。

- 一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における自衛消防の組織に関すること
- 二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の伝達に関すること
- 三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における避難誘導に関すること
- 四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における地域住民等からの問い合わせに対応する窓口に関すること

- 五 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生防止又は軽減を図るための応急対策及び発災後に備えた資機材人員等の配備に関すること
- 六 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること
- 七 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること

(地震防災上必要な広報)

第57条 推進地域内の病院長は、施設利用者（帰宅困難者を含む。）に対して地震・津波等の発生時にとるべき行動や病院における備蓄の確保状況等について情報提供に努める。

(職員への教育・訓練)

第58条 理事長は、国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る被害予想、国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画について職員へ周知する。

- 2 理事長、推進地域内のグループ担当理事及び病院長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する他機関との共同訓練の実施について十分配慮するとともに、地方公共団体の総合防災訓練や関係機関による合同訓練等、実践的な地震防災訓練に積極的に参加することにより、地震災害時における各機関の役割を認識し、地域における地震防災業務についての理解を促進する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第26号)

(施行期日)

この規程は、平成24年8月29日から施行する。

附 則 (平成26年規程第20号)

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規程第38号)

(施行期日)

この規程は、令和元年6月28日から施行する。

附 則 (令和2年規程第69号)

(施行期日)

この規程は、令和2年12月25日から施行する。

附 則 (令和6年規程第23号)

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第37号)

(施行期日)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定病院、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域指定病院

機関	名称	郵便番号	住所	電話番号	南海トラフ地震①		日本海溝②
					推進地域	特別強化	千島地震
北海道東北	北海道がんセンター	003-0804	北海道札幌市白石区菊水4条2-3-54	011-811-9111			
	北海道医療センター	063-0005	北海道札幌市西区山の手5条7-1-1	011-611-8111			
	函館医療センター	041-8512	北海道函館市川原町18-16	0138-51-6281			○
	旭川医療センター	070-8644	北海道旭川市花咲町7-4048	0166-51-3161			
	帯広病院	080-8518	北海道帯広市西18条北2-16	0155-33-3155			○
	弘前総合医療センター	036-8545	青森県弘前市大字富野町1	0172-32-4311			
	八戸病院	031-0003	青森県八戸市吹上3-13-1	0178-45-6111			○
	青森病院	038-1331	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野155-1	0172-62-4055			
	盛岡医療センター	020-0133	岩手県盛岡市青山1-25-1	019-647-2195			
	花巻病院	025-0033	岩手県花巻市諏訪500	0198-24-0511			
	岩手病院	021-0056	岩手県一関市山目字泥田山下48	0191-25-2221			○
	釜石病院	026-0053	岩手県釜石市定内町4-7-1	0193-23-7111			○
	仙台医療センター	983-8520	宮城県仙台市宮城野区宮城野2-11-12	022-293-1111			○
	仙台西多賀病院	982-8555	宮城県仙台市太白区鉤取本町2-11-11	022-245-2111			○
	宮城病院	989-2202	宮城県亶理郡山元町高瀬字合戦原100	0223-37-1131			○
	関東信越	あきた病院	018-1393	秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40	0184-73-2002		
山形病院		990-0876	山形県山形市行才126-2	023-684-5566			
米沢病院		992-1202	山形県米沢市大字三沢26100-1	0238-22-3210			
福島病院		962-8507	福島県須賀川市芦田塚13	0248-75-2131			
いわき病院		971-8126	福島県いわき市小浜野田字八合88-1	0246-88-7101			○
水戸医療センター		311-3193	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280	029-240-7711			
霞ヶ浦医療センター		300-8585	茨城県土浦市下高津2-7-14	029-822-5050	○		
茨城東病院		319-1113	茨城県那珂郡東海村照沼825	029-282-1151			
栃木医療センター		320-8580	栃木県宇都宮市中戸祭1-10-37	028-622-5241			
宇都宮病院		329-1193	栃木県宇都宮市下岡本町2160	028-673-2111			
高崎総合医療センター		370-0829	群馬県高崎市高松町36	027-322-5901			
沼田病院		378-0051	群馬県沼田市上原町1551-4	0278-23-2181			
渋川医療センター		377-0280	群馬県渋川市白井383	0279-23-1010			
西埼玉中央病院		359-1151	埼玉県所沢市若狭2-1671	04-2948-1111			
埼玉病院		351-0102	埼玉県和光市諏訪2-1	048-462-1101			
東埼玉病院		349-0196	埼玉県蓮田市黒浜4147	048-768-1161			
東海・北陸	千葉医療センター	260-8606	千葉県千葉市中央区椿森4-1-2	043-251-5311			
	千葉東病院	260-8712	千葉県千葉市中央区仁戸名町673	043-261-5171			
	下総精神医療センター	266-0007	千葉県千葉市緑区辺田町578	043-291-1221			
	下志津病院	284-0003	千葉県四街道市鹿渡934-5	043-422-2511			
	東京医療センター	152-8902	東京都目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111			
	災害医療センター	190-0014	東京都立川市緑町3256	042-526-5511			
	東京病院	204-8585	東京都清瀬市竹丘3-1-1	042-491-2111			
	村山医療センター	208-0011	東京都武蔵村山市学園2-37-1	042-561-1221			
	横浜医療センター	245-8575	神奈川県横浜市戸塚区原宿3-60-2	045-851-2621	○		
	久里浜医療センター	239-0841	神奈川県横須賀市野比5-3-1	046-848-1550	○	○	
	箱根病院	250-0032	神奈川県小田原市風祭412	0465-22-3196	○	○	
	相模原病院	252-0392	神奈川県相模原市南区桜台18-1	042-742-8311			
	神奈川病院	257-8585	神奈川県秦野市落合666-1	0463-81-1771	○		
	新潟中央病院	950-2085	新潟県新潟市西区真砂1-14-1	025-265-3171			
	新潟病院	945-8585	新潟県柏崎市赤坂町3-52	0257-22-2126			
	さいがた医療センター	949-3193	新潟県上越市大潟区犀潟468-1	025-534-3131			
甲府病院	400-8533	山梨県甲府市天神町11-35	055-253-6131	○			
東長野病院	381-8567	長野県長野市上野2-477	026-296-1111				
まつもと医療センター	399-8701	長野県松本市村井町南2-20-30	0263-58-4567				
信州上田医療センター	386-8610	長野県上田市緑が丘1-27-21	0268-22-1890				
小諸高原病院	384-8540	長野県小諸市甲4598	0267-22-0870				
富山病院	939-2692	富山県富山市婦中町新町3145	076-469-2135				
北陸病院	939-1893	富山県南砺市信末5963	0763-62-1340				
金沢医療センター	920-8650	石川県金沢市下石引町1-1	076-262-4161				
医王病院	920-0192	石川県金沢市岩出町ニ73-1	076-258-1180				
七尾病院	926-8531	石川県七尾市松百町八部3-1	0767-53-1890				
石川病院	922-0405	石川県加賀市手塚町サ150	0761-74-0700				
長良医療センター	502-8558	岐阜県岐阜市長良1300-7	058-232-7755	○			
静岡でんかん・神経医療センター	420-8688	静岡県静岡市葵区漆山886	054-245-5446	○	○		
天竜病院	434-8511	静岡県浜松市浜名区区於呂4201-2	053-583-3111	○	○		
静岡医療センター	411-8611	静岡県駿東郡清水町長沢762-1	055-975-2000	○			
名古屋医療センター	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸4-1-1	052-951-1111	○			
東名古屋病院	465-8620	愛知県名古屋市中区東区梅森坂5-101	052-801-1151	○			
東尾張病院	463-0802	愛知県名古屋守山区大森北2-1301	052-798-9711	○			
豊橋医療センター	440-8510	愛知県豊橋市飯村町字浜道上50	0532-62-0301	○	○		
三重病院	514-0125	三重県津市大里窪田町357	059-232-2531	○	○		
鈴鹿病院	513-8501	三重県鈴鹿市加佐登3-2-1	059-378-1321	○	○		
三重中央医療センター	514-1101	三重県津市久居明神町2158-5	059-259-1211	○	○		
榑原病院	514-1292	三重県津市榑原町777	059-252-0211	○	○		
教賀医療センター	914-0195	福井県教賀市桜ヶ丘町33-1	0770-25-1600				
あわら病院	910-4272	福井県あわら市北湯238-1	0776-79-1211				

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定病院、日本海溝千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域指定病院

機関	名称	郵便番号	住所	電話番号	南海トラフ地震①		日本海溝②
					推進地域	特別強化	千島地震
近畿	東近江総合医療センター	527-8505	滋賀県東近江市五智町255	0748-22-3030	○		
	紫香楽病院	529-1803	滋賀県甲賀市信楽町牧997	0748-83-0101	○		
	京都医療センター	612-8555	京都府京都市伏見区深草向畑町1-1	075-641-9161	○		
	宇多野病院	616-8255	京都府京都市右京区鳴滝音戸山町8	075-461-5121	○		
	舞鶴医療センター	625-8502	京都府舞鶴市字行永2410	0773-62-2680			
	京都都病院	610-0113	京都府城陽市中芦原11	0774-52-0065	○		
	大阪医療センター	540-0006	大阪府大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	○		
	近畿中央呼吸器センター	591-8555	大阪府堺市北区長曾根町1180	072-252-3021	○		
	大阪刀根山医療センター	560-8552	大阪府豊中市刀根山5-1-1	06-6853-2001	○		
	大阪南医療センター	586-8521	大阪府河内長野市木戸東町2-1	0721-53-5761	○		
	神戸医療センター	654-0155	兵庫県神戸市須磨区西落合3-1-1	078-791-0111	○		
	姫路医療センター	670-8520	兵庫県姫路市本町68	079-225-3211	○		
	兵庫あおの病院	675-1327	兵庫県小野市市場町926-453	0794-62-5533	○		
	兵庫中央病院	669-1592	兵庫県三田市大原1314	079-563-2121			
	奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条2-789	0742-45-4591	○		
	やまと精神医療センター	639-1042	奈良県大和郡市小泉町2815	0743-52-3081	○		
南和歌山医療センター	646-8558	和歌山県田辺市たきない町27-1	0739-26-7050	○	○		
和歌山病院	644-0044	和歌山県日高郡美浜町大字和田1138	0738-22-3256	○	○		
中国・四国	鳥取医療センター	689-0203	鳥取県鳥取市三津876	0857-59-1111			
	米子医療センター	683-0006	鳥取県米子市車尾4-17-1	0859-33-7111			
	松江医療センター	690-8556	島根県松江市上乃木5-8-31	0852-21-6131			
	浜田医療センター	697-8511	島根県浜田市浅井町777-12	0855-25-0505			
	岡山医療センター	701-1192	岡山県岡山市北区田益1711-1	086-294-9911	○		
	南岡山医療センター	701-0304	岡山県都窪郡早島町早島4066	086-482-1121	○		
	呉医療センター	737-0023	広島県呉市青山町3-1	0823-22-3111	○		
	福山医療センター	720-8520	広島県福山市沖野上町4-14-17	084-922-0001	○		
	広島西医療センター	739-0696	広島県大竹市玖波4-1-1	0827-57-7151	○		
	東広島医療センター	739-0041	広島県東広島市西条町寺家513	082-423-2176	○		
	賀茂精神医療センター	739-2693	広島県東広島市黒瀬町南方92	0823-82-3000	○		
	関門医療センター	752-8510	山口県下関市長府外浦町1-1	083-241-1199	○		
	山口宇部医療センター	755-0241	山口県宇部市東岐波685	0836-58-2300	○		
	岩国医療センター	740-8510	山口県岩国市愛宕町1-1-1	0827-34-1000	○		
	柳井医療センター	742-1352	山口県柳井市伊保庄95	0820-27-0211	○		
	とくしま医療センター東病院	779-0193	徳島県板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171	○		
	とくしま医療センター西病院	776-8585	徳島県吉野川市鴨島町敷地1354	0883-24-2161	○		
	高松医療センター	761-0193	香川県高松市新田町乙8	087-841-2146	○		
	四国こどもとおとなの医療センター	765-8507	香川県善通寺市仙遊町2-1-1	0877-62-1000	○		
	四国がんセンター	791-0280	愛媛県松山市南梅本町甲160	089-999-1111	○		
愛媛医療センター	791-0281	愛媛県東温市横河原366	089-964-2411	○			
高知病院	780-8077	高知県高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	○	○		
九州	小倉医療センター	802-8533	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	093-921-8881	○		
	九州がんセンター	811-1395	福岡県福岡市南区野多目3-1-1	092-541-3231			
	九州医療センター	810-8563	福岡県福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700			
	福岡病院	811-1394	福岡県福岡市南区屋形原4-39-1	092-565-5534			
	大牟田病院	837-0911	福岡県大牟田市大字橋1044-1	0944-58-1122			
	福岡東医療センター	811-3195	福岡県古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331			
	佐賀病院	849-8577	佐賀県佐賀市日の出1-20-1	0952-30-7141			
	肥前精神医療センター	842-0192	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160	0952-52-3231			
	東佐賀病院	849-0101	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀7324	0942-94-2048			
	嬉野医療センター	843-0393	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4760-1	0954-43-1120			
	長崎病院	850-8523	長崎県長崎市桜木町6-41	095-823-2261			
	長崎医療センター	856-8562	長崎県大村市久原2-1001-1	0957-52-3121			
	長崎川棚医療センター	859-3615	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005-1	0956-82-3121			
	熊本医療センター	860-0008	熊本県熊本市中央区二の丸1-5	096-353-6501			
	熊本南病院	869-0593	熊本県宇城市松橋町豊福2338	0964-32-0826	○		
	菊池病院	861-1116	熊本県合志市福原208	096-248-2111			
	熊本再春医療センター	861-1196	熊本県合志市須屋2659	096-242-1000			
	大分医療センター	870-0263	大分県大分市横田2-11-45	097-593-1111	○	○	
	別府医療センター	874-0011	大分県別府市大字内籠1473	0977-67-1111	○		
	西別府病院	874-0840	大分県別府市大字鶴見4548	0977-24-1221	○		
	宮崎東病院	880-0911	宮崎県宮崎市大字田吉4374-1	0985-56-2311	○	○	
	都城医療センター	885-0014	宮崎県都城市祝吉町5033-1	0986-23-4111	○		
	宮崎病院	889-1301	宮崎県児湯郡川南町大字川南19403-4	0983-27-1036	○	○	
	鹿児島医療センター	892-0853	鹿児島県鹿児島市城山町8-1	099-223-1151	○		
	指宿医療センター	891-0498	鹿児島県指宿市十二町4145	0993-22-2231	○		
	南九州病院	899-5293	鹿児島県姶良市加治木町木田1882	0995-62-2121	○		
沖縄病院	901-2214	沖縄県宜野湾市我如古3-20-14	098-898-2121				
琉球病院	904-1201	沖縄県国頭郡金武町字金武7958-1	098-968-2133				
					63	15	9